

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第225号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年11月6日 06時05分ごろ	
発生場所	茨城県鹿島灘 千葉県銚子市犬吠埼灯台から真方位358° 7.6海里付近 (概位 北緯35° 50.1′ 東経140° 51.9′)	
事故等調査の経過	平成22年11月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{エスエヌケー レディー} S N K LADY（大韓民国籍）、1,691トン 9466166（IMO番号）、DEAHO SHIPPING CO LTD B 漁船 ^{にいたつ} 仁辰丸、3.26トン CB3-60278（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 航海士A（一等航海士、大韓民国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷外板部擦過傷 B 舷灯折損、船首部及び右舷外板部擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか11人が乗り組み、法定の灯火を表示し、鹿島灘を速力約10ノット（kn）で南東進していた。 船橋当直についていた航海士Aは、レーダーで右舷船首方にB船を認め、B船がA船の右舷方を通過するものと思っていたが、B船の方位に変化がないまま接近することに気付き、左舵一杯をとった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定の灯火を表示し、速力約7～8knで自動操舵により北進中、船長Bは、船尾甲板で延縄漁の仕掛けの準備を行っていた。 両船は、平成22年11月6日06時05分ごろ、犬吠埼灯台北方沖において、A船の右舷外板部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好、日出時刻 06時03分 海象：海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし なし A船は南東進中、B船は北進中、犬吠埼灯台北方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 航海士Aは、レーダーで右舷船首方にB船を認めた後、衝突直前まで衝突を避ける動作を取っていなかったことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。

		船長Bは、船尾甲板で漁具の準備を行っていたことから、見張りを行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、犬吠埼灯台北方沖において、A船が南東進中、B船が北進中、航海士Aが適切な見張りを行わず、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	